税金

の

滞納整理

を

強化

中

23 🗒

055(948)291税務課

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

問 三島年金事務所 ☎ 055-973-1166

控除証明書は、国民年金保険料の納付額を証明する 書類です。平成30年に国民年金保険料を納付した人 には、11月上旬に日本年金機構から控除証明書が送 付されます (10 月から 12 月までの間に今年はじめて 国民年金保険料を納付した人には、平成31年2月上 旬に送付)。年末調整や確定申告の際に添付してくだ さい。

【問い合わせ】(ねんきん加入者ダイヤル)

☎ 0570-003-004 (ナビダイヤル)

☎ 03-6630-2525(050から始まる電話の場合)

【開設期間】11月1日(木)~平成31年3月15日(金)

月~金(8:30~19:00)

第2土曜日(9:00~17:00)

※土日祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3 日はご利用できません。

国民年金保険料の納付は便利な口座振替で!まとめて前払いするとお得な割引も!

毎月の国民年金保険料は翌月末日までに納めるこ とになっています。納付書(現金)のほか、口座振替、 クレジットカードなどで納付でき、納付方法によっ ては割引料金が設定されています。また、納付した 保険料は年末調整や確定申告の際に全額、社会保険 料控除の対象となります。

- ●口座振替を希望する場合 口座をお持ちの金融機関に申し込みください。
- ●クレジットカード支払いを希望する場合 年金事務所に申し込みください。

※平成31年度口座振替の前納(2年、1年、6カ月)、 クレジットカード払いの前納(2年、1年、6カ月) の申し込みは平成31年2月末に終了します。詳 細は問い合わせいただくか、日本年金機構のホー ムページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ

http://www.nenkin.go.jp/

税務署からのお知らせ

消費稅軽減稅率制度等&年末調整等&青色決算等説明会

消費税軽減税率制度等説明会、平成30年分の 年末調整等・青色決算等説明会を開催します。

とき/11月14日(水)

- ①消費稅軽減稅率制度等説明会 $10:30 \sim 12:00$
- ②年末調整等説明会 13:15~14:55 (対象:法人、個人の源泉徴収義務者)
- ③青色決算等説明会 15:00~15:45

(対象:個人の青色申告者)

ところ/アクシスかつらぎ 多目的ホール

持ち物/郵送された年末調整関係の書類

※関係書類が不足している場合は、会場または税 務署でお受け取りください。

個人で事業を行っている人の帳簿・記録の保存

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべ き業務を行うすべての人は、記帳と帳簿書類の保 存が必要です。この制度は、所得税および復興特 別所得税の申告が必要ない人も対象となります。 詳細は、直接問い合わせください。

圓三島税務署 ☎ 055-987-6711

自動音声案内「2」を選択

問三島税務署 ☎ 055-987-6711

自動音声案内「2」を選択

消費稅軽減稅率制度等説明会、年末調整等説明 会について→法人課税部門

青色決算等説明会、記帳・帳簿などの保存制度 について→個人課税部門

税務署での面接相談は事前予約をお願いします

資料を持参しての相談や申告書の作 成など、税務署での面接相談を希望す る場合は、電話または窓口で事前予約 をお願いします。

「相談の予約をしたい」旨をお 伝えください。 受付時間 / 8:30~17:00 (平日のみ)



お電話ください.

410-2292 静岡県伊豆の国市長岡340番地の 伊豆の国市役所 TEL 065-948-2912 督促状 静岡県伊豆の田間 領収済通知書 ② 口盡要明 80800-5-961376 加入者名 伊夏の国内会計等課金 あたたから始めていただく市税等につきましては、これまで督促状等で僅をしてまいりましたが、 時点での納付本税認できておりません。 門 医 母 会 門 合計会數 nin Anna Cana 指定期日 平成 料金铁桥 伊豆の国市役所 重要書類在中

▲催告書•督促状

納付期限内に税金の納付がない

督促状の送付(納付期限から20日以内)

納付にご協力をお願いします

(納税相談•

※税金は、法律(地方税法第14条) 権に優先します により借入金を含むすべての債

財産調査・滞納処分

(預金**、**

給与、不動産などの差押え

滞納処分までの流れ

(納税相談・納付)

困らない ビスの向上 加傾向にあります。 な滞納処分により、 皆さんの納税意識の向 ため、また、さらなる市民サ 0) ために、 滞納処分を受けて 近年の徴収率は増 引き続き期限内 と

期限内納付にご協力 積極的 を!

税金の

した税額に 1 0 0 状が郵 円が

納付期限から20日以内に督促

に多大な影響を及ぼします

を適正に確保するため、

積極的な滞納処分を行っています。

※延滞金は、納付期限の翌日 対して延滞金がかかります

納付日

8%(期限後1カ月は2%)の金額。日数に応じて計算。平成30年は、

市では、

期限内納付者との公平性を保ち、

また市税の税収

加算されます。

また、

滞納

行政サ

ービスを提供するための財源が不足し、

皆さんの生活

送され、

一通につき手数料

種行政サービスに活用されて、いた市民の皆さんが収めている税金は、

教育、 市税

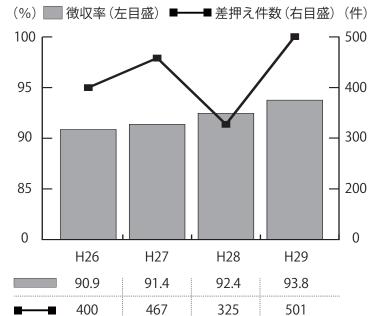
社会福祉など各 納付が滞ると、

税金の納付が遅れると…

ービスに活用されています。

0)

過去4年間の徴収率・差押え件数



13 2018.11.1 いずのくに 2018.11.1 いずのくに 12